

# 内閣官房の組織について

## 内閣

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官(3人)

内閣総理大臣補佐官(5人)

内閣危機管理監

## 内閣官房

内閣総務官室

内閣官房副長官補(3人)

内閣広報官

内閣情報官

- 内閣総務官(1)
- (内閣審議官(1))
- (内閣参事官(1))

総理大臣官邸事務所

総理大臣官邸事務所長

- 公務員出身者が就くことが通例
- 給与の格付けは、事務次官(年間給与額:2352万円)と同じ

- (内閣審議官(11))
- (内閣参事官(21))

- 公務員出身者が就くことが通例
- 給与の格付けは、事務次官(年間給与額:2352万円)と同じ

内閣広報室

(内閣参事官(4))

- 公務員出身者が就くことが通例
- 給与の格付けは、事務次官(年間給与額:2352万円)と同じ

内閣情報調査室

- (内閣審議官(2))
- (内閣参事官(14))

内閣衛星情報センター

所長

- 2名は国会議員、1名は公務員出身者が就くことが通例
- 給与の格付けは、副大臣(年間給与額:2812万円)と同じ

- 国会議員が就くことが多い
- 給与の格付けは、事務次官(年間給与額:2352万円)と同じ
- ※国会議員等が就く場合は大臣政務官(年間給与額:2398万円)と同じ。

- 公務員出身者が就くことが通例
- 給与の格付けは、大臣政務官(年間給与額:2398万円)と同じ

- 特別職(色塗り):内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官
- 一般職(色なし):内閣総務官、内閣審議官、内閣参事官、総理官邸事務所長、内閣衛星情報センター所長

# <参考>内閣官房以外に内閣に置かれる機関

○内閣法(昭和二十二年法律第五号)(抄)

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

2・3 (略)

4 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

## 内閣

(内閣の所轄)

### 内閣法制局

内閣法制局長官

・公務員出身者が就くことが通例  
・給与の格付けは、副大臣(年間給与額:2812万円)と同じ

長官総務室

内閣法制次長

第一部

第二部

第三部

第四部

### 安全保障会議

議長

(内閣総理大臣が充てられる)

議員

(関係国務大臣が充てられる)

事態対処専門委員会

### 法律に基づき 内閣に置かれる 各種本部

<各種本部>

- ・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部
- ・都市再生本部
- ・構造改革特別区域推進本部
- ・知的財産戦略本部
- ・地球温暖化対策推進本部
- ・地域再生本部
- ・郵政民営化推進本部
- ・行政改革推進本部
- ・中心市街地活性化本部
- ・道州制特別区域推進本部
- ・総合海洋政策本部
- ・国家公務員制度改革推進本部
- ・宇宙開発戦略本部

・いずれも本部長及び本部長は関係国務大臣

### 人事院

※機構図等詳細は資料2-2参照のこと。

人事官(3人)

※うち1名が総裁として命じられる

・公務員出身者、科学技術系出身者、マスコミ関係者が就くことが多い。  
・給与の格付けは、総裁は大臣(年間給与額:2936万円)と同じ、他の人事官は大臣政務官(年間給与額:2398万円)と同じ

事務総局

### 国家公務員倫理審査会

国家公務員倫理審査会会長

・法曹界出身者(過去2代)  
・給与の格付けは、副大臣(年間給与額:2812万円)と同じ

国家公務員倫理審査会委員(4人)

・委員のうち1人は人事官から内閣が任命  
・その他、経済界、学界、労働界等の出身者  
・給与の格付けは事務次官(年間給与額:2352万円)と同じ

事務局

○特別職(色塗り):内閣法制局長官、安全保障会議議長・議員、人事院人事官、国家公務員倫理審査会会長・委員